

成田市コンプライアンス条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(公益通報の事前相談)</p> <p><u>第5条</u> 公益通報をしようとする者は、その内容について、審査会に公益通報相談書(別記第2号様式)を提出することにより、あらかじめ審査会の意見を求めることができる。</p> <p>2 条例第12条の規定は、前項の規定による意見の求めがあった場合について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「任命権者又は事業者等」とあるのは、「任命権者」と読み替えるものとする。</p> <p>(公益通報の受理等)</p> <p><u>第6条</u> 審査会又は委員会は、公益通報を受理したときは、受理した旨及び調査の着手時期の見通しを公益通報受理通知書(別記第3号様式)により、当該公益通報を行った者に通知するものとする。ただし、通報の内容が公益通報に該当しないときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、匿名の公益通報者又は同項本文の規定による通知を希望しない公益通報者については、当該通知を行わないものとする。</p> <p>(公益通報の審査等の通知等)</p>	<p>(公益通報の受理等)</p> <p><u>第5条</u> 審査会又は委員会は、公益通報を受理したときは、受理した旨及び調査の着手時期の見通しを公益通報受理通知書(別記第2号様式)により、当該公益通報を行った者に通知するものとする。ただし、通報の内容が公益通報に該当しないときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、匿名の公益通報者については、当該通知を行わないものとする。</p> <p>(公益通報の審査を開始しない旨の決定等)</p> <p><u>第6条</u> 審査会は、条例第13条第3項の規定により公益通報の審査を開始しない旨の決定をしたときは、公益通報審査不開始決定通知書(別記第3号様式)により、市長、任命権者(市長を除く。)及び委員会並びに当該公益通報を行った者に通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、匿名の公益通報者については、当該通知を行わないものとする。</p> <p>(公益通報の審査等の通知等)</p>

現行	改正案
<p data-bbox="165 272 1106 347">第7条 条例第13条第3項又は第4項本文の規定による通知は、公益通報審査結果通知書(別記第4号様式)によるものとする。</p> <p data-bbox="165 371 237 400">2 略</p>	<p data-bbox="1137 272 2085 347">第7条 条例第13条第4項又は第5項本文の規定による通知は、公益通報審査結果通知書(別記第4号様式)によるものとする。</p> <p data-bbox="1137 371 1209 400">2 略</p>